

FM八女広告放送等申込書

令和 年 月 日

一般財団法人FM八女 理事長 殿

裏面の広告放送等に関する要綱を理解し同意の上、次のとおり放送を申込みます。

申込者	住所	〒 ー				
	事業所名					
	代表者名					
	電話番号	()	FAX	()		
	担当者名			E-Mail		
広告種類	<input type="checkbox"/> インフォマーシャル <input type="checkbox"/> スタジオ出演CM・電話中継CM <input type="checkbox"/> 現地リポートCM			・放送時間（番組名）		
	<input type="checkbox"/> スポットCM（30秒） <input type="checkbox"/> " （60秒）					
	<input type="checkbox"/> 時報スポット			・期間（回数）		
	<input type="checkbox"/> 番組提供（ライトプラン） ・ミュージックバード番組 <input type="checkbox"/> " ・ニュース <input type="checkbox"/> " ・天気予報 <input type="checkbox"/> " ・30分間 <input type="checkbox"/> " ・60分間 <input type="checkbox"/> " ・90分間 <input type="checkbox"/> " ・120分間 <input type="checkbox"/> " ・生放送番組の再放送					・放送日
	<input type="checkbox"/> 番組提供（プレミアムプラン） ・5分番組 <input type="checkbox"/> " ・10分番組 <input type="checkbox"/> " ・15分番組 <input type="checkbox"/> " ・30分番組 <input type="checkbox"/> " ・60分番組			・インフォマーシャル原稿制作 （ 不要 ・ 有 ・ 提供 ） ・CM制作 （ 不要 ・ 有 ・ 提供 ） ・番組制作 （ 不要 ・ 有 ・ 提供 ）		
	摘要					

※この申込書により契約が成立するものではありません。FM八女は、八女市が設立した財団です。裏面の「広告放送等に関する要綱」の放送基準等によりお受けできない場合があります。お受けする場合は、後日、見積書を提出いたします。

事務 処理 欄		決 裁 ※通常は総務部長が代決			経理 担当	スタッフ回覧	受 付
		理事長	統括理事	総務部長			

一般財団法人FM八女広告放送等に関する要綱

(平成24年9月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人FM八女（以下「FM八女」という。）が行う広告放送及び周知放送に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の申込)

第2条 放送の申込は、別に定める申込書により受け付けるものとする。

(放送の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、放送しないものとする。

- (1) FM八女、又は八女市の品位、公共性及び公益性を妨げるおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) FM八女、又は八女市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか放送として適当でないと理事長が認めるもの

2 次に掲げる業種又は事業者の放送はしないものとする。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律において風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融業
- (4) たばこに関する事業者
- (5) ギャンブルに関する事業者
- (6) パチンコ（特殊景品を景品交換所等で現金と交換するギャンブル的要素があるもの）に関する事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する事業者
- (9) 興信所・探偵事務所等の事業者
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生の手段中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種及び事業

3 前2項に定めるもののほか、日本民間放送連盟が定める日本民間放送連盟放送基準（2004年4月1日施行）第13章から第17章に定められた基準を準用するものとする。

(放送料)

第4条 放送料は、理事長が別に定める料金表のとおりとする。

2 放送料は、放送を実施した月の翌月に放送実績に応じた額を請求するものとする。

3 放送回数が少ない場合は、前項の規定にかかわらず、広告主と協議の上、広告放送を実施する前に請求できるものとする。

(放送料の免除)

第5条 理事長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、放送料を免除することができるものとする。

(放送期間及び回数)

第6条 理事長は、独占的な利用を避けるため、放送期間及び放送回数を制限することができるものとする。このことによる異議申し立てや損害賠償等の申し立て等は一切受け付けないものとする。

(放送内容の審査)

第7条 理事長は、申請者が行う事業及び放送の内容について事前に審査し、放送が不適切であると認めるとき、又は申請者が放送の内容に対する責任を負う能力に欠けると認めるときは、放送を行わないものとする。このことによる異議申し立てや損害賠償等の申し立て等は一切受け付けないものとする。

2 業種ごとの審査基準は、別表のとおりとする。

(放送中止、放送時間変更)

第8条 理事長は、災害時等、又は八女市から緊急告知防災ラジオを起動させる割込み放送が行われる場合、その他特別の理由があるときは、放送を中止し、若しくは放送時間を変更することができる。このことにより、放送依頼主がいかなる損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとする。

2 前項の規定により放送時間を変更した場合であっても、放送が履行されたものとする。

3 第1項の規定により放送が履行できなかった場合において、第4条第3項の規定による放送料の事前納入があつていたときは、中止した放送回数に応じ放送料を返納するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第7条関係）

— 省 略 —